

ドイツ
意匠規則
(DesignV)

2018年12月12日改正

目次

第1章 一般情報

第1条 適用の範囲

第2条 様式

第2章 登録手続

第3条 出願の内容

第4条 出願の提出

第5条 登録のための願書

第6条 出願人、代理人及び意匠創作者に関する情報

第7条 意匠の表現物

第8条 二次元意匠の見本

第9条 製作物の情報及び分類

第10条 表現物を説明する説明書

第11条 優先権主張に関する情報

第12条 多意匠出願の分割

第13条 出願の更なる手続

第14条 ドイツ語翻訳文

第3章 意匠登録簿、登録後の手続

第15条 意匠登録簿の内容

第16条 意匠登録簿内への更なる記入

第17条 登録書類

第18条 多意匠登録の分割

第19条 延長及び更新に関する情報

第20条 登録意匠の放棄

第4章 無効宣言に関する手続

第21条 申請の提出

第22条 手続の基本原則

第5章 国際登録

第23条 国際登録の保護の拒否にかかわる陳述

第24条 国際登録の書換え

第25条 保護後の取下げ

第 6 章 最終規定

第 26 条 登録意匠の表現物の保管

第 27 条 移行規定

第1章 一般情報

第1条 適用の範囲

本規則の規定は、意匠法及びドイツ特許商標庁規則(DPMA)の規定に加え、意匠法に定められているドイツ特許商標庁における手続に適用される。

第2条 様式

本規則でいう様式は、ドイツ特許商標庁から請求することができ又はドイツ特許商標庁のインターネットページ(www.dpma.de)からダウンロードすることができる。

第2章 登録手続

第3条 出願の内容

(1) 意匠法第11条(2)及び(3)の意匠登録簿における意匠登録出願は、以下を含むものでなければならない。

1. 登録のための願書(第5条)
2. 出願人の身元についての判断を可能にする情報(第6条(1)から(3)まで)
3. 意匠の表現物(第7条)又は意匠法第11条(2)第2文の場合では、二次元意匠の見本(第8条)、及び
4. 意匠が組み込まれる又は意匠を使用することを意図している製作物に関する情報(第9条)

(2) 出願は、次も含むことができる。

1. 表現物を説明する説明書(第10条)
2. 意匠法第21条(1)第1文に準拠する表現物の公表延期のための申請
3. 意匠が分類されるべき物品の分類に関する情報(第9条)
4. 代理人に関する情報(第6条(4))
5. 意匠創作者に関する情報(第6条(5))
6. 同一の意匠にかかわる先の外国出願による優先権又は展示による優先権を主張する陳述書(第11条)、及び
7. ライセンスの授与に関心があるか否かにかかわる出願人による拘束力のない陳述書

第4条 出願の提出

(1) 出願は、書面により又は電子的に提出することができる。電子的な提出については、アクセス及び伝送のソフトウェア又はオンライン様式(第3条ドイツ特許商標庁における電子的法取引にかかわる規則)であって、ドイツ特許商標庁のインターネットページ(www.dpma.de)で利用可能なものを使用しなければならない。

(2) ドイツ特許商標庁規則第11条(1)から逸れて、出願の目的のために意匠の表現物をファックスによって提出すること又はファックスによる後日の提出(意匠法第16条(3)第1文)は、許容されない。

第5条 登録のための願書

(1) 意匠法第11条(2)1.に準拠する意匠登録のための書面による願書については、ドイツ特許商標庁から発行されている様式を使用しなければならない。

(2) 多意匠出願(意匠法第12条)における意匠登録のための願書は、意匠法第11条(2)及び(3)に定められている内容に加えて、以下を含まなければならない。

1. 幾つの意匠について、意匠登録出願されているかについての陳述書、及び
2. 次の情報を伴う付属紙面
 - a) 出願が包含する意匠について、アラビア数字で連続的に番号付与された一覧
 - b) 個別の意匠について提出された表現物の数、及び
 - c) 製作物の表示がすべての意匠に適用される旨を記述した陳述書又は製作物に組み込まれる若しくは製作物を使用することが意図されている各々の意匠にかかわる表示

ドイツ特許商標庁から発行される様式は、付属紙面として使用しなければならない。

(3) 出願が表現物の公表延期を請求する場合(意匠法第 21 条(1))、その出願は、多意匠出願に組み込まれるすべての意匠について言及するものとする。

第 6 条 出願人、代理人及び意匠創作者に関する情報

(1) 出願は、出願人に関する以下の情報を含んでいなければならない。

1. 出願人が個人である場合：姓名又は出願が、その出願人が属する会社の名称に基づいて行われる場合には、商業登記簿に登録されている会社の名称及び居所又は会社の本社の宛先(通り、ビル番号、郵便番号、市若しくは町)

2. 出願人が法人又はパートナーシップである場合：

a) その者又は会社の、名称又は会社の名称及びその法的形態、それらと共に、会社の本社の宛先(通り、ビル番号、郵便番号、市若しくは町)、法的形態の指定は、通常の仕様で略することができる

b) 該当する場合、法人又はパートナーシップが登記簿に登録されているときは、登記簿の記録に従う名称又は会社の名称及びその法的形態並びに会社の本社の宛先(通り、ビル番号、郵便番号、市若しくは町)

c) 該当する場合、民法会社の場合にその会社を代表する権限を付与された少なくとも 1 名のパートナーの名称及び宛先

出願人が海外に居所又は本社を有する場合は、第 1 文に準拠する宛先を記述する際に、国及び場所の名称を記述しなければならない。かつ、その場所の名称には下線を引かなければならない。出願人が居所若しくは本社を有する当該出願人が属している地区、州又は連邦州区又は当該出願人が属している法的制度に関する補足情報は、任意なものとしてよい。

(2) 更に、出願人の宛先とは別の郵便宛先、私書箱並びに電話番号、ファックス番号、電子メール宛先及びその他の連絡先データを記述することもできる。

(3) 出願が数名の者又はパートナーシップによって提出される場合は、(1)及び(2)が、当該出願を行うすべての者又はパートナーシップに対して適用される。

(4) 代理人が任命されている場合は、(1)及び(2)が適切に適用される。ドイツ特許商標庁が、代理人に対して、参照番号又は全権委任状の番号を割り当てた場合には、それについても記述しなければならない。

(5) 意匠創作者の指定については、(1)、(2)及び(3)が適切に適用される。

第 7 条 意匠の表現物

(1) 意匠の表現物は、写真又はその他のグラフィック画像を用いて行うことができる。各々の意匠について、10 までの表現物が許容される。この数を超える表現物は、如何なるものでも、考慮されない。

(2) 様々な表現物は、十進分類法に従って分け、かつ、アラビア数字で連続的に番号付与しなければならない。小数点の左側の数字は意匠の番号を示し、また、小数点の右側の数字は表現物の番号を示す。番号付与は、様式上に記録されなければならない。出願人による番号付与は、表現物の順序を決定的なものとする。

(3) 意匠は、特徴のない背景において、3×3 センチメートル以上の画像サイズで表現されなければならない。表現物は、付加的な特徴なしで保護を申請する意匠を表示しなければならない。

ず、かつ、何らかの説明、番号付与又は測定値を含むことはできない。表現物は、意匠の1図のみを表示することができる。表現物は、永久的で、かつ、消去できないものでなければならない。

(4) 表現物は、ドイツ特許商標庁によって発行された様式上に印刷又は添付しなければならない。多意匠出願(意匠法第12条)については、各意匠に対して、別個の様式を使用しなければならない。テキスト、図表、記号又は寸法は、説明として様式に適用することができない。

(5) 表現物は、様式の代わりに、デジタルデータ記憶媒体上で提出することができる。データ記憶媒体は、ドイツ特許商標庁が解読できるものでなければならない。ドイツ特許商標庁によって解読可能なデータ記憶媒体の型式及び形式は、インターネットページ(www.dpma.de)上で公表されている。データ記憶媒体が解読不可能な場合は、表現物は提出されなかったとみなされる。あらゆる表現物は、空のデータ記憶媒体の直接のルート内に個別のファイルとして、グラフィック形式 JPEG(*.jpg)で保存しなければならない。表現物は、少なくとも300dpiの解像度を有していなければならない。1ファイルは、2メガバイトを超えることができない。ファイル名は(2)第1文及び第2文に準拠して選択しなければならない、(2)第4文を準用する。

(6) 登録が、繰返しの二次元意匠からなる意匠についてのものである場合は、その表現物は、完全な意匠及び繰返しの意匠を伴う十分に大きい表面部分を表示するものでなければならない。

(7) 登録が、活版印刷の文字からなる意匠についてのものである場合は、その意匠の表現物は、それぞれ16ポイントフォントからなる完全な文字セット及び5行のテキストを含んでいるものでなければならない。

第8条 二次元意匠の見本

(1) 二次元意匠の見本(意匠法第11条(2)第2文)は、2の複写で、提出しなければならない。

(2) 意匠について複数の見本が提出される場合には、それらの見本は、裏側に連続的に番号付与しなければならない。意匠の見本は、21×29.7センチメートル(DIN A4)を超える形式であってはならない。一段と大きい意匠の見本は、50×100×2.5センチメートル又は75×100×1.5センチメートルを超える形式のものとすることができず、かつ、21×29.7(DIN A4)の様式に折畳み可能なものとしなければならない。出願と共に提出される二次元意匠の見本は、その総重量が、包装を含めて15キログラムを超えることができない。腐りやすい又は特に、容易に燃焼し、爆発し、有毒であり若しくは害虫を保有することに基因して、保存することが危険である意匠の見本は、提出することができない。

(3) 繰返しの二次元意匠からなる意匠について出願が行われる場合には、その意匠の見本は、(1)及び(2)に準拠する要件に加えて、繰返しの意匠を伴う十分に長く、かつ、広い表面部分と共に、完全な意匠を表示するものでなければならない。

第9条 製作物の情報及び分類

(1) 意匠が組み込まれること又は使用されることが意図されている製作物(意匠法第11条(3))に関する情報は、工業意匠の国際分類を設定するためのロカルノ協定に基づく登録意匠にかかわる公式の製作物の一覧(連邦法律公報1990年II, p.1677, 1679)による。出願する意匠の分類は、登録意匠のための類別及び小類別の表に従う。如何なる時点における製作物一

覧及び類別及び小類別の表の有効な版は、ドイツ特許商標庁によって、ドイツ連邦公報に公表される。

(2) 製作物の情報は、表現物に表現された意匠内への適正な照会を可能にするものでなければならない。情報は、5を超える製作物の概念を含んではならない。ドイツ特許商標庁は、意匠法第16条に準拠する審査中に、出願に含まれる製作物情報が適正な照会を可能にしないものと同庁が判断する場合には、当該製作物情報に補足的な製作物の概念を添えることができる。

(3) 類別の表が意匠の登録後に改正される場合には、製作物の分類は、権利所有者による請求時点又は庁による保護更新の登録時の何れかによって調節され、かつ、権利所有者に通知される。

第10条 表現物を説明する説明書

(1) 表現物を説明するために、説明書(意匠法第11条(5)1.)が提出される場合には、その説明書は、意匠の表現物又は二次元意匠の見本において見ることができる特徴のみに言及することができる。具体的には、当該説明書は、意匠の新規性若しくは独創性又はその技術的機能に関する情報を含むことができない。

(2) 意匠の表現物を説明するための説明書は、100語までしか含むことができず、かつ、別個の紙面で提出しなければならない。その説明書は、連続的なテキストからなるものでなければならない。グラフィック又はその他の意匠要素を含むことができない。多意匠出願(意匠法第12条)の場合では、複数の説明書を、意匠の番号により順番に提示することができ、かつ、1の書類にまとめることができる。

(3) 表現物の提出のためにデジタルデータ記憶媒体が使用される場合(第7条(5))には、説明書は、当該データ記憶媒体上に、「*.txt」の形式で保存することができる。多意匠出願については、説明書は、意匠の番号によって順序づけし、かつ、1の電子書類にまとめなければならない。

第11条 優先権主張に関する情報

(1) 出願が先の外国出願に基づく優先権を主張するものである場合は、当該外国出願の出願日時、国名及び参照番号を記述しなければならない。かつ、当該外国出願の複写を提出しなければならない(意匠法第14条(1)第1文)。

(2) 展示による優先権の主張がなされる場合には、最初の展示の日付及び展示会の名称を記述しなければならない。展示にかかわる証拠を提示するために証明書を提出しなければならない(意匠法第15条(4)第1文)、その証明書は、展示期間中の展示会における知的所有権の保護のために適任な官庁によって発行されているものとする。当該証明書は、以下を確認するものでなければならない。

1. 意匠を、展示会において出展したこと

2. 展示会の開始日、及び

3. 最初の展示が展示会の開始日と合致しない場合は、意匠を最初に展示した日付

証明書については、ドイツ特許商標庁によって発行される様式を使用しなければならない。

証明書は、前述した機関によって意匠の実際の展示が証明された表示を含んでいるものでなければならない。

(3) このことは、意匠法第 14 条(1)第 2 文に準拠して情報を修正すること又は優先日若しくは意匠の最初の展示の日付から 16 月以内に優先権にかかわる陳述書を提出すること(意匠法第 14 条(1)第 1 文及び第 15 条(4)第 1 文)に対して、影響を及ぼさない。

第 12 条 多意匠出願の分割

(1) 多意匠出願は、意匠法第 12 条(2)に準拠して、2 以上の出願に分割することができる。

(2) 分割に関する陳述書は、以下の情報を含んでいなければならない。

1. 多意匠出願の参照番号及び
2. 分割すべき意匠の番号

(3) 分割は、意匠法第 12 条(2)第 3 文に準拠して負担すべき手数料の差額の納付により実施される。

(4) 第 6 条(1)及び(4)に準拠する情報が、個別の意匠についての出願人又は代理人にかかわる情報の変更に基づいて訂正される場合には、多意匠出願は、庁によって分割される。

第 13 条 出願の更なる手続

期限遵守不履行のために拒絶された出願の手続追完のための請求(意匠法第 17 条(1))は、以下の情報を含んでいなければならない。

1. 出願の参照番号
2. 出願人の名称、及び
3. 出願が言及する決定の日付

第 14 条 ドイツ語翻訳文

(1) 外国語による書類が提出された場合、ドイツ特許商標庁は、出願人に対して、適切な期間内に、ドイツ語の翻訳文を提出することを要求することができる。その翻訳文は、代理人若しくは特許弁護士によって証明され又は公的に資格を付与された翻訳者によって作成されたものでなければならない。

(2) 翻訳文が期間の満了後に提出された場合は、翻訳文の受領の時点で、外国語による書類が受理されたものとみなされる。翻訳文が提出されない場合は、外国語による書類は、受理されなかったものとみなされる。

第3章 意匠登録簿，登録後の手続

第15条 意匠登録簿の内容

(1) 登録が記録される際，以下の情報が，意匠登録簿に組み込まれる

1. 出願の参照番号
2. 登録意匠の表現物
3. 多意匠出願については，第5条(2)第1文2.aに準拠する連続的に番号付与された一覧に対応するそれぞれの意匠の番号
4. 該当する場合は，法的形態を含む会社の名称及び出願人の居所又は本社，外国の場合はその国名(第6条(1)及び(3))，
5. 通信を受領する権限を有する者について記述している，出願人の宛先
6. 出願日(意匠法第13条(1)及び第16条(3)第2文)
7. 登録日
8. 製作物の情報(第9条)，及び
9. 類及び小類に関する情報からなる，物品の分類(意匠法第19条(2))

(2) 該当する場合は，出願に加えて，以下の情報が意匠登録簿に組み込まれる。

1. ライセンス授与の関心についての出願人からの拘束力のない陳述書が提出されていること(第3条(2)7.)
 2. 権限を有する代理人として指定された民法会社のすべてのパートナーの名称及び宛先(第6条(1)第1文2.c)
 3. 代理人の名称及び宛先(第6条(4))
 4. 意匠創作者の名称及び宛先(第6条(5))
 5. 意匠の表現物を説明する説明書(第10条)
 6. 二次元意匠の見本による表現物の差替えにかかわる表示(意匠法第11条(2)第2文)
 7. 登録が単一の意匠の出願について又は多意匠出願(意匠法第12条)について言及しているのかについての表示，また，多意匠出願については，出願において組み合わせられた意匠の数にもかかわる表示(第5条(2)第1文1.)
 8. 意匠法第14条に準拠して外国優先権を主張する場合は，同一の意匠についての先の出願の出願日時，国名及び参照番号
 9. 意匠法第15条に準拠して展示による優先権を主張する場合は，最初の展示の日付及び展示会の名称
 10. 表現物の公表延期のための請求が，提出されていること(意匠法第21条(1)第1文)
 11. 出願する又は登録された意匠について，対物権利が存在していること(意匠法第30条(1)1.及び第32条)
 12. 出願する又は登録された意匠が，差押えの尺度の対象となっていること(意匠法第30条(1)2.及び第32条)，及び
 13. 出願する又は登録された意匠に対する権利が，破産手続に包含されていること(意匠法第30条(3)及び第32条)
- (3) 既に出願している意匠の登録前における権利移転の場合では，意匠登録簿に記録される唯一の者は，登録時点において，出願によって正当化された権利の所有者である。
- (4) 意匠法第21条(1)第1文に準拠して，表現物の公表を延期するための請求がなされた場

合には、出願の登録は、(1)1.、4.から7.まで、(2)1.から3.まで、10.から13.までに準拠する情報に限定され、かつ、(2)8.及び9.に準拠する優先日にも限定される。保護が、意匠法第27条(2)に準拠する保護期間まで延長される場合(意匠法第21条(2)第1文)は、(1)及び(2)に準拠する残りの情報が、意匠登録簿に組み込まれる。

第16条 意匠登録簿内への更なる記入

第15条に準拠する記録に加えて、該当する場合は、以下の情報を意匠登録簿に組み込まなければならない。

1. 保護が、意匠法第27条(2)に準拠する保護期間まで延長されたこと(意匠法第21条(2)第1文)
2. 表現物の公表について後日に是正される場合(意匠法第21条(3))では、その公表日及び意匠法第21条(1)第1文に準拠する公表についての言及
3. 第15条(1)4.及び5.並びに(2)3.及び4.にいう情報の訂正
4. 権利回復(意匠法第23条(3)第3文)のための申請が提出されていること及びその手続の結果
5. 多意匠出願が、分割されていること(第18条)
6. 意匠法第9条(4)に準拠する補足的な情報に加えて、意匠法第9条(1)に準拠する裁判手続が開始されていること、
7. 無効の判定又は宣言のための申請が行われていること(意匠法第34a条(1))及びその無効手続の結果、
8. 無効宣言に対する反訴の提出の日付(意匠法第52b条(4))及びその手続の結果
9. 登録意匠の削除の日付及びその理由(意匠法第36条(1))

第17条 登録書類

登録意匠の所有者は、ドイツ特許商標庁から、意匠登録に係る書類を受領することになる。ただし、同所有者が、そのことを明白に放棄していない場合に限る。

第18条 多意匠登録の分割

- (1) 多意匠登録の分割については、第12条(1)、(2)及び(4)が適切に適用される。
- (2) ドイツ特許商標庁における規則の第28条に準拠する権利移転を登録するための申請が、多意匠出願に基因して登録意匠の一部にのみ影響を及ぼす場合には、それぞれの意匠の番号を当該申請に記述しなければならない。権利移転に含まれている登録意匠は、別のファイルに分割され、かつ、更に処理される。

第19条 延長及び更新に関する情報

(1) 意匠法第27条(2)(意匠法第21条(2)第1文)に準拠する保護期間までの保護の延長にかかわる手数料を納付する際、以下を記述することが必要となる。

1. 登録の参照番号
2. 納付の利用目的、及び
3. 第6条(1)に準拠する権利所有者の名称

(2) 保護の延長が、多意匠登録内の個別に登録された意匠のみについて開始される場合には、

以下の情報を含む申請を提出しなければならない。

1. 登録の参照番号
 2. 第6条(1)に準拠する権利所有者の名称, 及び
 3. 保護延長の対象とされている登録意匠の番号
- (3) 権利所有者が, 意匠法第21条(1)第1文に準拠する期限の満了前に, 表現物の公表(意匠法第21条(3))にかかわる後日の改善のための申請を行う場合には, その申請には, 以下を記述しなければならない。
1. 登録の参照番号
 2. 第6条(1)に準拠する権利所有者の名称, 及び
 3. 当該公表が行われるべき日時
- (4) 更新手数料の納付については, (1)及び(2)が適切に適用されなければならない。

第20条 登録意匠の放棄

(1) 意匠法第36条(1)第1文2.及び(2)に準拠する登録意匠の放棄にかかわる宣言においては, 以下を記述しなければならない。

1. 放棄する登録意匠の番号, 及び
2. 第6条(1)に準拠する権利所有者の名称及び宛先

(2) 登録意匠が部分的に放棄される場合には, 宣言と共に, 第7条に準拠する変更意匠の表現物を, また意匠法第11条(2)第2文の場合では, 第8条に準拠する二次元意匠の変更見本の表現物を, 提出しなければならない。部分的な放棄の宣言は, 100語を超えてはならない。その宣言は, 意匠登録簿に記録され, かつ, 変更意匠の表現物と共に公表されることになる。多意匠登録の場合では, 部分的に放棄される各々の登録意匠について, 部分的な放棄にかかわる別々の宣言を提出しなければならない。

(3) 意匠法第36条(1)第1文2.に準拠して要求される, 意匠登録簿に登録された登録意匠にかかわる権利所有者による同意については, 当該所有者又はその代理人によって署名された同意の宣言を提出すれば事足りることになる。その宣言又は署名に対する公証は, 必要とされない。

第4章 無効宣言に関する手続

第21条 申請の提出

(1) 登録意匠の無効宣言のための申請(意匠法第34a条(1))には、ドイツ特許商標庁によって発行されている様式を使用しなければならない。

(2) 申請には、以下を記述しなければならない。

1. 登録意匠の番号
2. 申請人の名称及び宛先
3. 意匠法第33条(1)又は(2)に準拠する無効の理由
4. その理由を正当化するために役立つ事実及び証拠
5. 部分的な無効の申請(意匠法第35条(1))については、無効の請求範囲

(3) 申請は、意匠法第33条(1)又は(2)に記述されている幾つかの無効理由によって裏づけることができる。申請は、対象物の価値が意匠法第34a条(5)第2文に準拠して判断されなければならない場合に、その価値についての情報を提供することができる。

第22条 手続の基本原則

(1) ドイツ特許商標庁は、同庁が共同して処理及び判定することを係属中である複数の無効手続を組み合わせることができる。同庁は、好都合になる場合には、無効手続を中断することができる。中断は、同一の登録意匠が別の手続において無効であるものと同庁がみなす場合に、特に、考慮されなければならない。ドイツ特許商標庁は、幾つかの手続の組合せ又は手続の中断に影響を及ぼす、同庁が発した命令を取り消すことができる。

(2) ドイツ特許商標庁は、関与者に対して、決定のために特に重要であると予測される諸点又は決定のために不可欠な論点に対する手続の集中化に資する諸点を提示する。この提示は、できる限り速やかに与えられ、意匠法第34条(3)第2文に準拠する聴聞の場合では、遅くとも、当該聴聞についての召喚でもって与えられる。処理すべき諸点が当事者らの意見に従って自明であるとみなされる場合には、提示の必要性はなくなる。

(3) ドイツ特許商標庁は、関与者らが、すべての重要な事実について、特に、事実及び証拠にかかわる不十分な情報を充足し、かつ、好都合な提案を行うことにより、適時に完全な陳述をなすよう尽力しなければならない。ドイツ特許商標庁は、その他の手段によって同庁が知ることになった事実及び証拠又は公衆の利益となる配慮を斟酌することができるが、同庁がその旨提示し、かつ、関与者らに陳述を行うための適切な期間を付与している場合に限られる。

第5章 国際登録

第23条 国際登録の保護の拒否にかかわる陳述

意匠法第66条に準拠する国際登録の所有者は、保護拒否の通知(意匠法第69条(2))に関して、国際知的所有権機関が通知を送付した日から4月以内に、ドイツ特許商標庁へ陳述を行うことができる。

第24条 国際登録の書換え

ドイツ特許商標庁は、登録意匠の新たな所有者による請求時に、当該新たな所有者が法的承継を論証する場合には、国際登録の書換えに関してハーグ協定の1999年、1960年及び1934年からの諸版における共通規則の規則21第1条b(ii)(連邦法公報2008 II p.1341, 1342)に準拠して権利所有者の変更の登録について確認する。ドイツ特許商標庁における規則第28条(3)は、権利移転の証拠に対して適切に適用される。

第25条 保護後の取下げ

ドイツ連邦共和国の領域にかかわる国際登録の無効の宣言のための申請(意匠法第70条(1)第1文)については、第21条及び第22条が適切に適用される。

第6章 最終規定

第26条 登録意匠の表現物の保管

ドイツ特許商標庁は、意匠登録簿における登録の削除後であっても、登録意匠の表現物(第7条)を永続的に保管する。

第27条 移行規定

- (1) 第4条(2)は、2014年1月9日までに登録された表現物には適用されない。
- (2) 第22条は、2014年1月1日以降にドイツ特許商標庁において受理された登録意匠の無効宣言にかかわるすべての申請に適用される。